

一般社団法人春秋会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人春秋会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の福利厚生に関する事業を行うとともに、会員の行政に関する知識、経験を活用して京都市民の福祉の増進その他社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生に関する事業
- (2) 社会福祉事業に対する助成事業
- (3) 社会奉仕活動に関する事業
- (4) 市バス、地下鉄乗車券の販売に関する受託事業
- (5) 京都市が行う広報、啓発に関する協力事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会は、京都市を退職し、現に京都市による退職料又は共済年金を受給している者、若しくは共済年金の受給資格のある者で入会の申込をした者をもって会員とする。

2 前項に規定する者のほか、本会の目的に賛同し入会を希望する者は、理事会の承認を経て入会することができる。

3 前2項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 入会の申込書は、理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を、毎年納めなければならない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出することにより退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 特別な理由もなく、会費を滞納し、催告に応じなかったとき。
- (2) 転居等により連絡が不能になったとき。
- (3) 死亡したとき。

(納付済会費の不返還)

第11条 会員が中途退会し、又は除名された場合でも、既に納付された会費は還付しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 臨時総会は、理事長が必要と認めたとき又は総会員の10分の1以上から会議の目的となる事項及び招集の理由を示して請求があったときに開催する。

(開会)

第16条 総会は、会員の10分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第17条 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数をもって決する。

2 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項に対し書面をもって表決し、又は会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第16条及び前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員職務及び権限)

第23条 理事長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐して業務を処理し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。またいつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(定款2)

- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、第21条に定める定数に欠けるときは、辞任又はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問、相談役)

第27条 本会は、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議をもって選任する。
- 3 顧問及び相談役は、重要事項について理事長の諮問に応え、又は会議に出席して意見を述べるることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 評議員会

(設置)

第34条 本会に評議員会を置く。

(構成)

第35条 評議員会は、25名以上35名以内の評議員をもって構成する。

- 2 評議員は、総会の決議によって会員の中から選任する。

(任期)

第36条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(職務)

第37条 評議員会は、次の職務を行う。

- (1) 総会及び理事会に提案する議案等について理事長の諮問等に応じ、審議し意見を述べる。
- (2) 本会の事業の円滑な推進を図るため協力する。

(会議)

第38条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会の議長は、評議員の互選によって選任する。

3 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第8章 会 計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 財産目録
- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、総会において総会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第43条 本会の解散は、法律の規定による場合を除くほか、総会において総会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 解散後の残余財産の処分については、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

3 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告により行う。

第11章 雑 則

(委任)

第45条 この定款の施行に必要な事項は、理事会の決議を経てこれを定める。

第12章 附 則

1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の理事長は薦田守弘とする。

3 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。